

川西市告示第 48 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）に同法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項に規定する業務の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により告示する。

平成29年4月1日

川西市長 大 塩 民 生

